香川県住まいの耐震化実績事業者登録制度要綱

制定　令和元年１０月１５日

改正　令和２年　４月　１日

（目的）

第１条　この要綱は、本県における民間住宅の耐震化を促進するため、民間住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事等の実績がある県内事業者を登録するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）登録建築士事務所　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の３第１項の規定により登録を受けた建築士事務所のうち、この要綱に基づき登録された建築士事務所をいう。

（２）登録施工者　耐震改修工事を行う事業者であって、この要綱に基づき登録された事業者をいう。

（３）登録事業者　登録建築士事務所及び登録施工者をいう。

（４）耐震診断　次に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し、別

表に定める講習を受講した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の２の２第４

項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第３章第８節に規定する構造計算によるもの。

イ　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第一に示すもの。

ウ　ア、イに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの。

（５）耐震改修工事　耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、次に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的とする工事をいう。

ア　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの。

イ　基本方針別添第二に示すもの。

ウ　ア、イに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの。

（６）簡易耐震改修工事　次に掲げる方法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。

（一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法－木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）－」または「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法

（７）耐震改修設計　登録建築士事務所に所属する建築士が行う耐震改修工事又は簡易耐震改修工事に係る設計図書（工事に要する費用の積算見積書を含む。）の作成をいう。

（８）民間住宅耐震対策支援事業　市町において実施する民間住宅の耐震診断、耐震改修工事及び簡易耐震改修工事に要する事業費を補助する事業をいう。

（登録要件）

第３条　登録建築士事務所として登録することができる建築士事務所は、第１号及び第２号若しくは第３号の要件を満足する者とする。

（１）所属建築士のうち、１名以上が耐震診断技術者であること。

（２）登録年度を除く過去３年度の間に、所属する耐震診断技術者が実施した香川県民間住宅耐震対策支援事業を活用した耐震診断の実績があること。

（３）登録年度を除く過去３年度の間に、所属する建築士が実施した香川県民間住宅耐震対策支援事業を活用した耐震改修工事又は簡易耐震改修工事に係る耐震改修設計の実績があること。

２　登録施工者として登録することができる事業者は、次の各号の要件を満足する者とする。

（１）香川県内に営業所を有すること。

（２）登録年度を除く過去３年度の間に、香川県民間住宅耐震対策支援事業を活用した耐震改修工事又は簡易耐震改修工事の実績があること。

（登録の申請）

第４条　前条の登録をしようとする者は、香川県住まいの耐震化実績事業者登録申請書（第１号様式）を知事に提出するものとする。

（登録の通知）

第５条　知事は、登録したときには、香川県住まいの耐震化実績事業者登録通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第６条　登録事業者は、第１条の申請書の内容について変更があったときは、２週間以内に、その旨を香川県住まいの耐震化登録事業者登録事項変更届（第３号様式）により知事に届け出るものとする。

（実績報告）

第７条　登録事業者は、耐震診断、耐震改修設計又は耐震改修工事等を行った場合は、当該業務を行った翌年度の５月末日までに香川県住まいの耐震化登録事業者実績報告書（第４号様式）を知事に提出するものとする。

（登録事業者の公表）

第８条　知事は、香川県住まいの耐震化登録事業者名簿（第５号様式）を作成し、市町に送付するとともに、香川県住宅耐震ポータルサイト、その他の手段により公表するものとする。

（登録事業者の責務）

第９条　登録事業者は、この制度の目的を十分理解した上で、県民が安心して耐震診断、耐震改修設計又は耐震改修工事等を依頼することができるよう、誠意を持って良心的に業務を履行するものとする。

２　登録事業者は、この制度に係る業務の際に知り得た住宅の情報、調査した資料等を他に漏らさないものとする。ただし、当該住宅の所有者等の同意がある場合はこの限りではない。

（登録の取消し）

第10条　知事は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができる。

（１）第３条に規定する要件を満たさなくなったとき

（２）関係法令に違反したとき

（３）前２号に掲げるもののほか特に知事が認めるとき

（再登録）

第11条　前条の規定に基づき登録が取り消された者は、登録取消しの日から１年間は、再登録を申請することができない。なお、知事が特に認めた場合にはこの限りではない。

２　知事は、登録を取り消された理由に応じ、再度同様の状況を生じるおそれがあると考えられる場合は、再登録を認めないことができる。

（報告）

第12条　知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録事業者に対し登録事務に関し必要な報告を求めることができる。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表　耐震診断技術者に求められる講習会

|  |
| --- |
| （１）一般財団法人日本建築防災協会による木造耐震診断資格者講習・木造耐震改修技術者講習（２）香川県による木造住宅耐震対策講習会（３）その他、知事が認める講習会 |